

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	霜触 智紀
学位	博士（教育学）
学位記番号	新大院博(教)第31号
学位授与の日付	令和5年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因と体罰行為経験との因果構造モデルに関する研究－運動部活動の体罰問題の解決に向けた教育環境の構築－
論文審査委員	主査 准教授 笠巻 純一 副査 教授 横山 知行 副査 教授 福島 治

博士論文の要旨

本論文は、運動部活動における体罰の現状と体罰行為に関わる諸要因を解明して、体罰防止に向けた教育的支援の在り方について検討することを目的としている。

論文は8つの章で構成されている。第1章では、研究の背景と目的・意義、第2章では、先行研究のレビューに基づく体罰関連要因、第3章では、各都道府県教育委員会の体罰防止に関する研修資料の内容、第4章では体罰関連要因尺度作成のための予備調査結果の検討、第5章では、全国規模調査の結果に基づく体罰行為と体罰関連要因の因果構造の解析、第6章では、先行研究において検討されている体罰防止のための教育・研修内容、第7章では、第1章から第6章を踏まえた運動部活動における体罰防止のための教育的支援の在り方、第8章では研究の限界と今後の課題について述べている。

第1章では、我が国の運動部活動における体罰問題の現状と課題等、研究の背景と問題の所在を明示しながら研究の目的について述べている。文部科学省（2013）による「運動部活動での指導のガイドライン」を始め、体罰問題の解決に向けた支援策の充実が必要とされている現状を踏まえ、体罰行為の要因解明とそれを生かした防止策の検討、期待される効果等、本研究の意義と目的について論じている。

第2章では、文献レビューを行い、体罰の発生要因を整理している。主要因として、①「顧問・指導者」、②「生徒」、③「環境」の3のカテゴリーと、それらを構成する「性格・精神状態」「主導権・優越性の誇示」「誤った熱意・指導観・使命感」「被体罰経験」（以上①「顧問・指導者」カテゴリー）、「指導者の要求不応、目標未達成」「生意気・怠惰な態度、問題行動」「体罰の受容、指導者への服従意識」（以上②「生徒」カテゴリー）、「体罰容認社会

風土」「勝利至上主義」「スポーツ界の根性・精神主義」「運動部活動の持つ特徴と構造」(以上③「環境」カテゴリー)の11サブカテゴリーを抽出し、体罰発生要因の構造を質的に検討している。

第3章では、各都道府県教育委員会の教育・研修資料を収集・整理し、運動部活動における体罰防止に関する記載内容とその傾向を明らかにしている。また、教育・研修資料の記載内容と体罰発生件数に基づき、体罰発生件数の増減に関連する項目を見出すための解析を試みている。

第4章では、第2章と第3章で得られた知見を基に、運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因を測定する尺度(以下、「体罰関連要因尺度」)作成のための予備調査を実施し、因子分析を用いて因子構造と下位尺度を検討している。その結果から、5因子31項目から構成される体罰関連要因尺度を提案している。

第5章では、体罰関連要因尺度を用いた全国規模の調査結果から、統計学的に運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因の構造を示すとともに、体罰関連要因と体罰行為経験の因果関係について検討している。中学校及び高等学校の運動部活動の顧問337人の有効回答を因子分析した結果から抽出された5つの下位尺度(「顧問の指導方針・信念」,「生徒・チームの目標未達成」,「顧問の勝利至上主義的指導観」,「外圧的指導環境」,「生徒のネガティブな態度」)について、尺度の内的整合性を確認するとともに、確認的因子分析を用いながら妥当性の検討を行っている。さらに、「顧問の指導方針・信念」,「顧問の勝利至上主義的指導観」が体罰行為の予測因子となり得ることや体罰行為の背景に「外圧的指導環境」が潜んでいる可能性を示している。

第6章では、運動部活動における体罰防止のための教育及び研修の内容に関する先行研究をレビューし、学校教育法や人権に関する内容等、体罰禁止の意識づけ、子供の健全育成に資する適切な指導等に関する重点課題を提示している。運動部活動の顧問等を対象とした教育及び研修において、体罰禁止を規定する法令の理解や子供の発達段階及び健康状態に合わせた安全かつ適切な指導が求められていることについて考察している。

第7章では、運動部活動の顧問や教員養成段階の学生等を対象とした運動部活動における体罰防止のための教育環境の構築について提案している。本研究で明らかになった運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因と体罰行為経験の因果構造モデルを活用しながら、顧問の勝利至上主義的指導観や外圧的指導環境等の要因に着目した教育・研修の在り方について論じている。

第8章では、本研究の限界と課題を示している。体罰行為のリスクの把握に関する限界を明示し、体罰関連要因尺度の確証度を高めるための具体的な方法について記している。加えて、課題を踏まえた研究の推進と今後の展望について述べている。

審査結果の要旨

本研究の意義は、従来から問題視されてきた運動部活動の顧問による生徒への体罰行為について、関連する諸要因との因果構造を明らかにし、体罰防止策に有用な教育的環境と支援の在り方を提示したことにある。

我が国の運動部活動における体罰に関する先行研究は、主に被体罰経験者へのアンケート調査やインタビュー調査に基づき、体罰の発生要因について質的な検討がなされてきた。一方、統計学的分析を用いた十分な検討はなされておらず、要因の影響力の相違や相互関連は未解明であった。霜触氏の研究は、統計解析を行いた体罰関連要因の検討を通して、体罰行為に関わる要因の因果構造モデルを示すとともに、それを活用した教育的環境の構築と支援の在り方について提案している。本研究で得られた知見は、従前未報告であり、極めて新規性の高い研究といえる。学校教育における運動部活動は子供の健全育成に重要であり、運動部活動の顧問による体罰行為は、生徒の心身の健康に深刻な影響を及ぼす。そのため、定量的評価に基づき、体罰行為に関連する要因のエビデンスを提示した霜触氏の研究を高く評価することができる。

本研究は、以下に示すいくつかの限界を有している。本研究は、全国的な調査に基づき解析を行ったものであるが、サンプル数やバイアスの影響を考慮し、再現性を確認するための調査とともに、尺度の妥当性を高めるための検討を行う必要がある。また、解析結果から抽出された因子と因果構造モデルから、体罰行為の予測因子を統計学的に明らかにしているが、回答者の体罰関連要因の認知度を変数として解析したものであり、体罰行為のリスクを正確に把握することができない。本研究を発展的に捉えた尺度開発に関する研究が必要である。

上記の課題は残るものの、これらは発展的な課題であり、博士学位論文としての意義を損なうものではないといえる。本論文審査委員会は、霜触氏が、我が国の運動部活動における顧問による体罰行為の問題解決に向けたエビデンスの提示とその活用に関する検討によって、運動部活動の顧問等に対する教育的環境の構築についての新たな方向性を見出したことを高く評価した。

以上の審査結果から、本論文審査委員会は、全会一致で、本論文が博士論文としての水準に達していると認め、特に運動部活動において顧問が認知する体罰関連要因と体罰行為経験との関連を検討した研究であり、学校教育への応用を志向していることから、博士(教育学)の学位が適当であると判断した。